

松戸市介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者の
応募に関する質問及び回答

質問日 平成 29 年 12 月 22 日

回答掲載日 平成 29 年 12 月 25 日

質問 1 様式 6 資金計画書については、事業を開始するにあたっての資金であり、年間予算ではないと捉えて良いのかご教示ください。

答

資金計画書については、事業を開始するにあたって必要となる経費に加え、開設後 3 か月分の事業実施に係る運転資金を計上いただき、計画書の作成をお願いいたします。

【補足】

説明会の際には、平成 30 年度末までの経費に対する資金計画の作成をお願いさせていただきましたが、開設後 3 か月分までの経費に対する資金計画の作成といたしますので、ご注意ください。

質問 2 様式 7 (6) 既存の介護保険事業等にモデル事業としての元気応援サービスは入るのか、ご教示ください。

答

今回ご応募いただく事業（モデル事業含む）以外で、同一建物・同一敷地内において、既に実施している介護保険事業を記載してください。

質問 3 様式 10 備品一覧の価格について、新規に購入する物がない場合においても、単価・金額が必要なのかご教示ください。
また、すでに購入している備品についても記載する必要がある場合には、購入価格として、減価償却については配慮不要と考えてよろしいでしょうか。

答

既存備品を活用する場合は、備品名及び数量のみの記載で結構です。

質問 4 様式 11 介護予防・日常生活支援総合事業サービスに係る人件費であり、本事業以外で支払う場合には備考欄にその主旨記載すればよいのでしょうか。ご教示ください。

答

月額人件費については、本事業に係る常勤換算数で按分し、年間賞与支給額や法定福利費は可能な範囲で按分していただき、本事業に係る人件費を計上してください。なお、按分が難しい場合には、その旨備考欄もしくは余白に記載してください。

松戸市福祉長寿部介護制度改革課
担当 中村・高橋